

# 条例の条文（自動車排出ガス対策のみ抜粋）

条 例	条 例 施 行 規 則
<p>第4章 自動車等の排出ガス対策</p> <p>(自動車等の使用の抑制等)</p> <p>第88条 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者は、自動車等の使用による環境への負荷を低減するため、自動車等の効率的な使用、公共交通機関への利用の転換等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。</p> <p>2 自動車等を使用する者は、その自動車等の適正な整備及び運転を行うことにより、自動車等から発生する排出ガスを減少させるよう努めなければならない。</p> <p>(自動車等の駐停車時の原動機の停止)</p> <p>第89条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急用自動車に現に緊急用務に使用している場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、前項本文に規定する事項を遵守させるため、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(駐車場の設置者等の原動機の停止の周知)</p> <p>第90条 駐車場を設置し、又は管理している者は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知するよう努めなければならない。</p> <p>2 駐車場を設置し、又は管理している者のうち規則で定めるものは、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。</p> <p>(排出ガスの排出量が少ない自動車等の購入等)</p> <p>第91条 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生せず、又は排出ガスの排出量が少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。</p> <p>(自動車等の環境情報の提供等)</p> <p>第92条 自動車等の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下「自動車販売事業者」という。)は、その販売する自動車等に係る排出ガスの量その他の規則で定める環境に係る事項(以下「環境情報」という。)を記録したものをその販売する事業場に備え置き、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境情報について説明するよう努め</p>	<p>(原動機の停止の特例)</p> <p>第63条 条例第89条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 緊急用自動車を現に緊急用務に使用している場合</p> <p>(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合</p> <p>(3) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停車する場合</p> <p>(4) 人を乗せ、又は降ろすために自動車等を停車する場合</p> <p>(5) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車等の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合</p> <p>(6) その他やむを得ないと認められる場合</p> <p>(原動機の停止の周知義務者)</p> <p>第64条 条例第90条第2項及び第105条第10号の規則で定める者は、自動車等の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上である駐車場を設置し、又は管理している者とする。</p> <p>(情報提供すべき環境に係る事項)</p> <p>第65条 条例第92条第1項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量</p> <p>ア 二酸化炭素</p> <p>イ 一酸化炭素</p> <p>ウ 炭化水素</p> <p>エ 窒素酸化物</p>

なければならない。

- 2 自動車販売事業者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前項の規定による説明を行うことを推進する者(以下「自動車環境情報説明推進員」という。)を選任し、知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第93条 事業の用に供するために自動車(道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下同じ。)を使用する事業者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、自動車の排出ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(以下「自動車排出ガス対策計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、当該自動車排出ガス対策計画を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、変更後の自動車排出ガス対策計画を公

オ 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車等に限る。)

- (2) 燃料の種別及び燃料消費率
- (3) その他自動車等の排出ガスに関する項目

(自動車環境情報説明推進員の選任義務者)

第66条 条例第92条第2項及び第105条第11号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)の台数の合計が100台以上である者とする。

(自動車環境情報説明推進員の選任等)

第67条 条例第92条第2項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任(変更)届出書(第28号様式)に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。

- 2 前項の規定は、条例第92条第3項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。

(自動車排出ガス対策計画の作成義務者等)

第68条 条例第93条第1項及び第105条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業所において使用する自動車(被けん引車を除く。)の台数の合計が前年度の末日において50台以上である事業者とする。

(自動車排出ガス対策計画の作成等)

第69条 条例第93条第1項に規定する自動車排出ガス対策計画は、自動車排出ガス対策計画を提出する日の属する年度を初年度とする3箇年度から5箇年度まで(以下この条において「計画期間」という。)をその対象期間とし、次に掲げる事項について作成しなければならない。

- (1) 事業所ごとの自動車の使用台数
- (2) 自動車の使用に伴う大気環境への負荷の低減を図るための方針
- (3) 排出ガスの排出量が少ない自動車の導入に係る事項
- (4) 自動車の適正な整備及び運転の実施に係る事項
- (5) 自動車の使用の抑制に係る事項
- (6) 自動車排出ガス対策計画の推進体制

- 2 条例第93条第1項の規定による提出は、計画期間の初年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策計画書(第29号様式)により行わなければならない。
- 3 第52条第2項の規定は、条例第93条第2項、第4項及び第5項の規定による公表について準用する。
- 4 条例第93条第3項の規定による届出は、変更の日から30日以内に、自動車排出ガス対策計画変更届出書(第30号様式)により行わなければならない。

表しなければならない。

- 5 第1項の規定により自動車排出ガス対策計画を提出した者は、規則で定めるところにより、当該自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置を知事に報告するとともに、公表しなければならない。

(勧告及び公表)

- 第94条 知事は、第90条第2項の規定による自動車等の原動機を停止すべきことの周知をしない者に対し、自動車等の原動機を停止すべきことの周知を行うことを勧告することができる。
- 2 知事は、第92条第2項又は第3項の規定による自動車環境情報説明推進員の届出をしない者に対し、自動車環境情報説明推進員の届出をすべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前条第1項の規定による自動車排出ガス対策計画の提出をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画の提出をすべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前条第2項又は第4項の規定による自動車排出ガス対策計画の公表をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画を公表すべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前条第3項の規定による自動車排出ガス対策計画の変更の届出をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画の変更の届出をすべきことを勧告することができる。
- 6 知事は、前条第5項の規定による自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置の報告又は公表をしない者に対し、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置を報告し、又は公表すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

～ ～ ～

## 第6章 雑則

(報告の徴収)

- 第105条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(10) 駐車場を設置し、又は管理している者のうち規則で定めるもの

(11) 自動車販売事業者のうち規則で定めるもの

(12) 事業の用に供するために自動車を使用する事業者のうち規則で定めるもの

(1)～(9)、(13)、(14) 略

- 5 条例第93条第5項の規定による報告は、計画期間の各年度ごとに、その翌年度の7月31日までに、自動車排出ガス対策実施措置報告書(第31号様式)により行わなければならない。

施行規則 附則 (提出期限に関する特例措置)

平成20年度に提出する自動車排出ガス対策計画に係る第69条第2項の規定の適用については、第69条第2項中「7月31日」とあるのは「12月31日」とする。